

系統情報公表に関する通達

2020年 4月 1日 制 定
2022年12月26日 改 正

関西電力送配電株式会社

系統情報公表に関する通達

第1章 総則

第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 用語の定義	1

第2章 系統情報の公表

第4条 系統情報の公表	2
第5条 事業者の要請に基づく情報の開示	2
第6条 事業者の要請に基づく情報の提示	2
別表1 当社公表する情報	4
別表2 当社が開示する情報	6
別表3 当社が提示する情報	7

第1章 総則

(目的)

第1条 この通達は、「送配電等業務に係る公平性確保に関する規程」、経済産業省・資源エネルギー庁が定める「系統情報公表の考え方」ならびに電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）が定める「業務規程」および「送配電等業務指針」（以下、「指針等」という。）に基づき、一般送配電事業者たる当社が扱う電力系統の利用に供する情報（以下、「情報」という。）の公表に関する基本事項を定めることにより、当社供給区域の電力系統を利用するすべての事業者および需要者に対して、公平性および透明性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この通達は、当社電力系統の利用に供するために当社が保有する情報の公表に適用する。

(用語の定義)

第3条 この通達における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「公表」とは、「公開」「開示」および「提示」の総称をいう。
- (2) 「公開」とは、ホームページや店頭での配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- (3) 「開示」とは、当社と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者および利用目的を限定したうえで情報を提供することをいう。
- (4) 「提示」とは、系統情報の公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等のうえ個々に示し説明することをいう。
- (5) 「電力広域的運営推進機関」とは、電気事業法第28条第4項の規定に基づき、電気事業の遂行にあたっての広域的運営を推進することを目的とした機関として、平成26年7月に経済産業大臣から認可を受けた認可法人をいう。
- (6) 「当社供給区域」とは、当社が監視または制御を行う系統をいう。
- (7) 「地内系統」とは、地域間連系線を除く当社の供給区域の系統をいう。
- (8) 「要請者」とは、当社に対し情報の提示を要請する者をいう。
- (9) 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者をいう。
- (10) 「系統連系申込受付窓口」とは、要請者が当社に情報提示を申し込む受付窓口をいう。詳細窓口は、「系統アクセス検討に関する通達」による。
- (11) 「事前相談および接続検討受付窓口」とは、当社の系統連系申込受付窓口から情報提示の依頼を受ける箇所をいう。詳細窓口は、「系統アクセス検討に関する通達」による。

第2章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

第4条 当社は、国が定める系統情報公表の考え方に基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当社ホームページに公表する。

- (1) 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがある重要施設への供給系統・供給設備に関する情報
 - (2) 第三者情報（特定の電力の供給契約に係る契約条件に係る事項等）
- 2 前項により公表する情報の項目、公表手段および公表時期を別表1に示す。

(事業者の要請に基づく情報の開示)

第5条 当社は、国が定める系統情報公表の考え方に基づき、系統連系手続きにおける接続検討申込をした開示請求者と秘密保持契約を締結することにより、利用者および利用目的を限定したうえで、系統情報について開示する。

- 2 前項により開示する情報の項目、開示手段および開示時期を別表2に示す。
- 3 当社は、情報の開示にあたり、次の措置をとる。
 - (1) 開示の目的確認
当社は、別表2の情報を開示する場合、情報利用の目的を電源情報開示申込書等により事前に確認する。
 - (2) 秘密保持の確保
当社は、開示する情報の利用者および利用目的等を限定するため、開示請求者と秘密保持契約を締結することにより秘密保持を確保する。

(事業者の要請に基づく情報の提示)

第6条 当社は、指針等に基づき系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、第4条第1項各号に該当する情報を除き提示する。

- 2 前項により提示する情報の項目、提示手段および提示時期を別表3に示す。
- 3 当社は、情報の提示にあたり、次の措置をとる。
 - (1) 要請者の身元確認
系統連系申込受付窓口は、情報提示依頼書等により要請者の身元を事前に確認する。
なお、身元の確認は、必要に応じて印鑑証明書、資格証明書等により行う。
 - (2) 提示の目的確認
系統連系申込受付窓口は、別表3の「②系統アクセス情報」を提示する場合、情報利用の目的を情報提示依頼書等により事前に確認する。
 - (3) 秘密保持の確保
当社は、提示した情報が目的外に利用されない、または第三者に提供されないような措置を講じ、原則として秘密保持誓約書等により秘密保持を確保する。
 - (4) 情報公表の記録および保存
別表3の「②系統アクセス情報」を提示する場合には、系統連系申込受付窓口、事前

相談および接続検討受付窓口は、上記第2号および第3号により情報公表した内容を記録し、その記録を3年間保存する。

以 上

当社が公表する情報

別表 1

情報項目	公表の手段	公表（更新） 時期
①送配電等業務に係る公平性確保に関する規程 ②送配電部門の系統ルール [情報公表ルール] ・情報公表に関する通達 [設備形成ルール] ・流通設備計画に関する通達 [系統アクセスルール] ・系統アクセス検討に関する通達 [系統運用ルール] ・給電規程 ・給電運用・運転業務要綱 ・給電申合書取扱要綱 ・特別高圧配電系統運用業務要綱 ・高圧配電系統運用業務要綱 ・配電関係給電申合書取扱業務要綱指針 ③流通設備建設計画 ^(※1) ④系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）	当社ホームページ	都 度
⑤需給関連情報（需給予想） ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同 上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃
⑥需給関連情報（電力使用状況） ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 ^(※2) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同 上	都 度
⑦需給関連情報（需給実績） ・供給区域の需要実績（1 時間値） ・供給区域の供給実績（電源種別、1 時間値）	同 上	四半期毎
⑧再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 ^(※3) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由（「下げ調整力 ^{※4} 不足」などの要因）	同 上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
⑨送配電に関する情報 ・系統構成、予想潮流（第 1 年度目、第 5 年度目） ・送電線の投資、廃止計画（10 年間） ・送変電設備のインピーダンス（ループ系統） ・地点別需要、系統潮流実績（変電所単位かつ 1 時間単位の実績 ^(※5) ） ・送電線の作業停止計画（2 年分の年間計画、1 年分の過去計画）	同 上	都 度 （決定・変更後速やかに）
⑩電源情報の開示に係る情報提供の対応状況に関する情報 ・発電設備ごとに情報提供に合意しているか否かの対応状況を明示した送電系統図（発電設備等の名称は除く。）	同 上	同 上

- ※1 最新の供給計画において記載されているもの。
- ※2 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。
- ※3 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。
- ※4 「下げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。
- ※5 実績情報は1年ごとに実績確定後更新する。

当社が開示する情報

別表 2

情報項目	開示の手段	開示の窓口	開示時期
①77kV以上の系統に接続する電源に関する情報 ^(※1) ・発電出力実績 ・発電所名 ・系統構成 ・電源種 ・発電所単位の設備容量、LFC幅、最低出力、変化速度 ・発電所単位の運用制約（燃料消費制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約）	当社と秘密保持契約を締結のうえ開示 ^(※2)	ネットワークサービセンター	都度 (年度ごと) ^(※3)
②77kV以上の系統に接続する電源の新設・停止・廃止計画 ^(※1)	同上	同上	同上

※1 原則、77kV以上の系統に連系する電源を対象とする。77kV系統に接続する電源に関する情報を開示する場合、具体的な系統構成上の立地を明らかにしない。

※2 系統連系希望者が開示請求を行う場合は、ある程度の事業の蓋然性が高まったと考えられる接続検討申込みをしたことを条件とする。なお、低圧（最大受電電力10kW以上）の発電設備設置者は事業の蓋然性が高まったと判断できる資料の提出を条件とする。

学術目的での開示請求を行う場合は、学術研究を目的とする機関、若しくは団体又はそれらに属する者であること、かつ、学術研究の用に供する目的で開示情報を取り扱うことを条件とする。

公益的な目的での開示請求を行う場合は、国や電力広域的運営推進機関の審議会等で検証等が必要となり、国や電力広域的運営推進機関からの要請等を受け検証等を行う者であることを条件とする。

再エネ海域利用法に基づく公募への参加予定者が開示請求を行う場合は、公募への参加の蓋然性が高い書類の提出を条件とする。

※3 系統連系希望者による開示請求のタイミングは、運転開始前（接続検討申込済）：1回、運転開始前（契約申込済）：毎年度1回、運転開始後：毎年度1回まで。

学術及び公益的な目的での開示希望者による開示請求のタイミングは、検証等が必要となった都度：1回

再エネ海域利用法に基づく公募への参加予定者による開示請求のタイミングは、公募への参加時：1回

当社が提示する情報

別表 3

情報項目	提示の手段	提示の窓口	提示（更新）時期
①送電線等の故障状況（詳細） ・地内系統の事故、停電、瞬時電圧低下の情報（設備名、発生時刻、故障状況、原因）	問い合わせに応じ個別に説明	最寄の給電制御所、配電営業所等	都 度
②系統アクセス情報 [特別高圧] ・地内系統の送電系統図（送電線、変圧器等の容量を含む）（ただし、別表1により公表する情報を除く。） ・地内系統の潮流図（予想及び実績） ・地内系統の作業停止計画（計画及び実績） ・地内系統の設備定数（送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況、その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画（ただし、別表1により公表する情報を除く。） ・地内系統の停電実績（ただし、停電発生時にホームページ等で公表する情報を除く。） [高圧] ・配電系統図（配電線及び変圧器の容量を含む） ・希望配電線の潮流（予想及び実績） ・希望配電線の設備定数（配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況、その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績（ただし、停電発生時にホームページ等で公表する情報を除く。）	閲覧 ^(※) または問い合わせに応じ個別に説明	原則、「系統アクセス検討に関する通達」定める申込受付窓口	同 上

※系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示。